

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（素案）  
パブリックコメントに対する市の考え方

1 今泉クリーンセンターへの生ごみ資源化施設整備について

(1) 生ごみ資源化施設の整備

生ごみは燃やすごみの約 50%を占め、資源化することによりごみの減量・資源化を図れることから、第 3 次一般廃棄物処理基本計画に生ごみの資源化を位置づけており、施設整備により資源化を図る考えを示し、平成 30 年度に当審議会でも 3 回議論いただき、「生ごみ資源化にあたって留意すべき事項」をまとめていただいた。

(2) 周辺住民の理解

施設整備候補地として今泉クリーンセンター跡地を考えており、現在、今泉クリーンセンター連絡協議会等と協議を行っているが、「現施設の臭気対策」、「焼却施設として 60 年以上稼働してきたこと」、「生ごみ資源化施設の臭気対策」等の意見が出ている。

また、令和 2 年 2 月定例会において地元住民から「今泉クリーンセンターを候補地とする生ごみ資源化施設の整備を強行しないことを求めることについて」の陳情（参考資料 2）が提出され採択をされている。今後、引き続き地元住民と丁寧に協議を進めていき、既存施設の臭気対策をしっかりと行うとともに、生ごみ資源化施設の臭気対策の方法や地域に還元できるような施設づくりの考え方等を説明して理解を得ていく。

(3) 臭気対策

調査している事案では、室内換気が悪く送風される新鮮な空気量が不足すると嫌気性発酵になり悪臭を発生することになる。環境省が作成した「悪臭対応参考事例集」でも、臭気対策のポイントは「原料の通気性を確保して好気性発酵を促進させて臭気発生を抑制するとともに、発生した臭気を集めて処理すること」としている。

平成 28 年 3 月に稼働した先進市の事例では、臭気濃度の高い 1 次発酵において密閉式の装置内で発酵を行い、アルカリ性の臭気と酸性の臭気を薬液洗浄装置で脱臭後、微生物の働きによる生物脱臭を行い、2 次発酵では微生物の働きによる生物脱臭により確実な臭気対策を行っている。

また、平成 29 年 4 月に稼働した施設では、施設内を負圧として臭気を常時吸引し自然界の微生物の力で脱臭するシステムで確実な臭気対策を行っ

ている。これらの施設については、職員が施設を視察し、問題なく稼働していることを確認している。

脱臭技術については、環境省が作成した「悪臭対応参考事例集」においても様々な方法を紹介しており、臭気特性や臭気濃度に応じた臭気対策を行うことが重要であり、施設整備にあたっては、周辺への環境調査や臭気対策をしっかり行い周辺への影響がないレベルを確保できるよう万全を期していく。

#### (4) 車両運行台数

今までの今泉クリーンセンターへの車両運行台数は、次のとおり。

- 焼却量 約 30,000 t (昭和 55 年度～平成 14 年度)
  - ・平成 7 年度 約 35,000 台/年  
最大 130 台/日 (収集車 70 台・市民持込 60 台)
- 焼却量 約 10,000 t (平成 17 年度～平成 26 年度)
  - ・平成 20 年度 約 25,000 台/年  
最大 100 台/日 (収集車 40 台・市民持込 60 台)
- 中継施設 搬入量 約 10,000t (平成 27 年度～ )
  - ・平成 30 年度 約 25,000 台/年  
最大 100 台/日 (収集車等 63 台・市民持込 37 台)

生ごみ資源化施設は、搬入量年間約 6,500 t/年 (日量 24 t) であり、さらに車両台数が減少する計画となるため、現在よりも安全性を高めることが出来ると考えているが、周辺環境及び運行について十分配慮する。

#### (5) 異物混入

異物の混入については、他市の事例等を参考にすると、搬入した後に分離機等でビニール袋や金属片等の異物を取り除いて上で菌床と混合する予定であり、また、堆肥化前に篩分機で貝がら等分解しなかったものを分別する予定で、他市の事例でも支障がなく分解している。

#### (6) 分別

分別については、できる限り住民負担がかからないように、分別のルールを三角コーナーに分けて出しているものを、燃やすごみと別に生ごみの日に出していただくなどシンプルなルールを考えていくが、高齢者等分別が困難な方には、最初から無理な分別を進めないなど柔軟な対応を図る。周知方法についても家庭系ごみ有料化を実施した時のように区域ごとに丁寧に説明をしていく予定である。

## 2 2市1町の将来のごみ処理体制について

### (1) 逗子市焼却施設稼働停止後の対応

「将来のごみ量の予測」、「新技術の実用化の進捗」、「国の広域化・集約化の考え方」、「将来のごみ処理施設のあり方」などの視点を整理し、その結果、区域内の将来ごみ量が減少しエネルギー回収できる施設規模とならないことから、新たな焼却施設を建設せずにゼロ・ウェイストを目指して、ごみの減量・資源化を進めるのが最良と位置付けた。

さらに、国の通知を踏まえ今後神奈川県が新たに広域化集約計画を策定することから、広域化ブロック区割りの設定見直しについても記述をして、ブロックの考えを示した上で今後の神奈川県との協議を進めることとした。

### (2) 2市1町の合意について

本実施計画については、2市1町の行政間での協議が整ったことにより、素案を公表したところであり、今後、各市町で市民、町民、議会等の意見を踏まえ計画策定を目指していく。

## 3 鎌倉市のごみ処理行政について

### (1) 焼却施設

ごみ焼却施設の整備に対する考え方について、平成31年3月26日に公表した「将来のごみ処理体制について方針」において、可燃ごみの処理手法として、新たに焼却施設を建設する場合と建設せずに減量・資源化を進める場合で安定性、費用面、環境面で評価を行い、焼却施設を建設せずにゼロ・ウェイストを目指して減量・資源化を進める方向に方針転換するのが妥当と判断している。

### (2) 環境負荷

環境面について、それぞれ場合での焼却や資源化処理に伴う温室効果ガス(CO<sub>2</sub>換算)の発生量、収集や他施設へ外部委託した場合の車両走行量等も含めて比較した結果、焼却施設を建設せずに資源化を進めた場合のほうが有利であると試算している。

### (3) 災害時の対応

大規模災害時には、東日本大震災などの事例を見ても、焼却施設で処理可能な量を大きく超える量の災害廃棄物が発生しており、焼却施設を建設しても、全ての災害廃棄物を処理できるものではない。災害時には処理できない

廃棄物を、仮置場に適正に保管し、民間事業者や、神奈川県などの広域処理を要請し、国の災害廃棄物処理支援ネットワークである D.Waste-Net の利用などにより処理をしていく。